

岡山県内では、平成24年3月末までに県及び県下27市町村の全てにおいて犯罪被害者等の支援に特化した条例が制定されており、同年4月には県内すべての自治体において施行されました。県・市町村が連携したこうした取組は全国でも初めてのことです。

### 1 条例制定の経緯

岡山県での被害者支援の本格的な取組は、平成18年4月に知事部局に総合相談窓口を設置したことにはじまり、平成19年3月に県の取り組むべき施策をとりまとめた「岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を策定し、総合的かつ計画的に施策を実施してきました。その後、刑事裁判における被害者参加制度や裁判員制度が発足するなど、犯罪被害者等を取り巻く環境が大きく変化した状況を受け、条例制定についての検討を続けた結果、社会全体で犯罪被害者等の支援を推進していくためには、行政機関における取組だけではなく、県民や事業者なども含めた県民総ぐるみで、犯罪被害者等の置かれる立場やその支援の重要性を理解し、適切な支援を実施していくことが必要であるとして、平成23年3月に犯罪被害者等の支援に特化した県条例を制定し、同年4月からの施行に至りました。

また、県内の市町村では、県庁所在地であり政令指定都市でもある岡山市が平成21年1月から条例の必要性や支援施策について検討を進めていましたが、民間支援団体からの要望や市議会での議論を踏まえ、平成22年12月に全国の政令指定都市としては初めて、また県内の自治体の中でも最も早く条例を制定しました。更に、この間、民間支援団体は、総社市へ同様の要望活動を行うとともに、県の市長会や町村会にも働きかけ、賛同を得るなかで県下全市町村における条例制定の気運が高まりました。



市町村担当課長会議

こうして、平成23年4月から岡山県、岡山市、総社市において、同時に支援条例が施行され、総社市では、被害者に対し経済的支援を行うための支援金に関する条例も施行されました。また、これらの動きに呼応して、平成23年の6月以降、県内のその他の市町村でも相次いで条例が制定され、その結果、平成24年3月末には、全国的にも初めて、県内全ての自治体で被害者支援のための条例の制定が実現したのです。

このような全県的な条例制定の背景には、現実の被害者救済を通じ、一般的な行政部門における支援の重要性を実感していた民間支援団体の地道な活動と、それを積極的に後押しした県警察の協力がありました。

### 2 現在の取組

平成23年度には、こうした行政での気運の高まりを全県的に波及させ、県民の方々の犯罪被害者等に対する理解をより一層深めるため、県と警察、教育委員会が共催し、内閣府の協力も得て、「犯罪被害者等支援 県民のつどい」を開催したほか、社会全体で犯罪被害者等の支援を推進する気運を醸成するため、犯罪被害者週間を中心に、民間支援団体と協力して各種の啓発事業を実施しました。また、市町村や県警察、被害者支援に関する専門家等との連絡会議等を通じ、途切れのない支援を実施できるよう連携強化にも努めているところです。

加えて、県下全市町村での条例制定や総合相談窓口の設置により、今後、行政機関等において被害者等と接する機会の増加が予想されることから、不用意な言動等による二次的被害を生

じさせないよう、行政職員の資質向上を目指して職員研修会を実施しました。この研修会では、県・市町村で犯罪被害者等の施策を担当する職員のみならず、各種相談や手続き等で直接住民の方と接する機会のある窓口対応の職員のほか、ハローワークや税務署など国の行政機関や年金事務所など初めて「犯罪被害者」という言葉に触れる職員等の幅広い参加が得られ、行政機関における理解の輪を広げています。

また、県条例には、被害者等への配慮や支援に関する企業等の事業者の責務についても定めていることから、知事部局において企業等が参加する会議等の場を通じ、犯罪被害回復のための休暇制度の周知を図るとともに、県警察においては、国の地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）を活用し、犯罪被害者の置かれる状況や雇用の安定等について、民間支援団体が直接、事業者を訪問して意識啓発を働きかける取組も実施しています。

更に、若い世代への理解を促進する取組として、県と警察、教育委員会、民間支援団体の協働により、犯罪被害者遺族等が中学校や高等学校などに赴き、自らの体験談等を通じて、子どもたちに命の大切さや規範意識等を語り継ぐ「心と命の教育活動」に全国的にも最も早くから取り組んでいるところであり、平成23年度においても19校、延べ約9,200名に、またこれまでの累計で延べ約42,500名の子どもたちを対象に啓発を図ってきたところです。



犯罪被害者等支援 県民のつどい



犯罪被害者週間啓発パネル展示



犯罪被害者等施策関係職員研修会



心と命の教育活動

### 3 今後の展開

このように条例制定やそれを契機とした取組は県下で少しずつ前進しているところですが、一方で、医療機関等と被害者支援に当たる関係機関との連携・協力や、性犯罪被害者に対する負担の軽減など、依然としてその課題は少なくありません。また、犯罪被害者等の問題は、凶悪な事件によって一部の人々だけ起こりうる特別なものではなく、現実に岡山県内で毎年100人以上の死者をもたらす交通事故も含め、地域に暮らす誰もが被害者等となる可能性を持っていること等を県民の皆さん一人ひとりに伝えていくことが今後必要となります。

現在、県下で一斉に条例が施行されていますが、その取組はまだ緒に就いたばかりであり、この被害者支援の気運を条例制定だけで終わらせることなく、実際に犯罪被害に遭われた方に真に実質的な援助が及ぶことが何よりも重要です。

岡山県では、県条例と併せて平成23年3月に策定した「第二次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」に基づき、具体的な施策を実施していくこととしており、幅広い啓発活動や子どもたちに命の大切さを伝える教育活動、民間支援団体や関係機関等と連携した途切れのない対応等これまでに実施してきた取組を今後とも地道にかつ着実に実施するとともに、新たな課題等に対しても適切に対応していきます。

県下の自治体における条例制定の広がりがまさにそうであったように、犯罪被害者等への一連の取組が実を結び、一つのムーブメントとして県下に輪が広がるよう、引き続き、県・県警察・市町村や関係機関が連携の上、県民総ぐるみの取組を推進し、誰もが安全で安心して暮らせる岡山県づくりを目指していきます。



## コラム④

## 民間犯罪被害者支援団体による東日本大震災への対応

東日本大震災の被災地では、復興に向けた取り組みが進められています。

ここでは、民間犯罪被害者支援団体による東日本大震災への対応に関する記事（※）を紹介しします。

## ○公益社団法人みやぎ被害者支援センター

3月11日（金）午後2時46分。震度7 マグニチュード9の大地震は突然起きた。

「地震だー」立つことも座ることもできなくなり、「みんな机の下にもぐって！」と叫ぶ声を聞きながら、机の下に入ったが体がとばされそうで机の脚にしがみつつき、部屋中のロッカーが倒れる音、食器類が割れる音、「怖い！助けて」若い職員の泣き叫ぶ声に、誰もが一瞬死を覚悟していた。

地震が落ち着くと部屋の散乱はひどく、電話相談員の一人は腰が抜けて立てない状態、廊下に出ると各部屋の人達が顔色をなくして凄かった、怖かった・・・と立ちすくんでいた。

大小のロッカーは全て倒れ書類散乱、額縁、大花瓶、茶器類、ポット、電話等落下、壁ひび割れ、ドアの開閉など不都合等々事務室、面接室、研修室は足の踏み場もない状況に全員呆然と立ちすくむだけであった。

## 〔被災直後の動き〕

翌日から後片付けも出来ないまま、鳴り続ける遠方からの家族安否確認の相談電話に対応する傍ら、足の確保ができ来所できるスタッフが手分けして、センター全員の安否確認を行い、全員の無事が確認されたのは震災から8日後のことだった。

一方、自助グループ会員や現在、直接支援で関わっている被害者等の安否確認の作業に入ったが、県内各地の全員に連絡がとれたのは一ヶ月もかかっている。身内を亡くしたり、家を流された被害者等もいることを知り、犯罪と震災の両被害に慰めの言葉もない。

最大の被災地である沿岸部の支援員は、継続支援中の殺人被害者ご遺族の安否を気遣い、交通手段も断たれ、電話も通じなかったため、瓦礫と余震が続く中を歩いてご遺族の避難場所を探し歩き、ご遺族と対面するや抱き合っって無事を喜び合ったとの報告もあった。

## 〔支援の経緯〕

震災後6日目警察本部から当センターに、「身元不明確認・安否確認のため連日ご遺族等が遺体安置所を訪れ警察官や県職員が不眠不休で対応しているが、ご遺族等の悲嘆の深さに現員でのサポートには限界がある。これらご遺族等のサポートカウンセリングの対応支援を要請したい」と県内で最大のご遺体安置所となった県総合体育館「グラウンディ21」への派遣要請があった。

即、理事長に連絡、当センター定款第3条に基づき支援要請に応じることを了解し、県警本部犯罪被害者支援室長と当センター事務局長による事務レベルでの打ち合わせを行い、翌日からの支援活動となった。



ご遺体の写真から家族を捜す方に寄り添う。スタッフは白いベストを着用。

〔主な支援の内容〕

1. ご遺体の写真掲示板での対応
2. 遺体安置所への付添同行
3. ご遺族からの要望や悲嘆の傾聴



ご家族に対応するスタッフ



捜しに来る方の為に資料整理

〔記録簿から見る支援員活動状況〕

- ・ 流される寸前まで父親と車内にいて、一人降車したという大学生の長男、その後津波がきて父親が死んだのは、自分のせいだと責める彼に「悪いのは貴方ではない。津波です」と支援員が肩に手を置くと、長男はハラハラと涙を流し、母親は我々に静かに頭を下げた。
- ・ 祖父の遺体に泣き崩れる小学生の孫、「おじいちゃんの顔いい顔ね。苦しそうな顔してないよ」と言う。「じいちゃん誰かを助けようと逃げなかったんだ」と誇らしげに言い切る。
- ・ 5歳の娘と祖父が波にのまれ、娘の遺体写真を見つけた若い両親「娘は5年しか生きられなかった！」と号泣。手を握りしめ係員と遺体安置所に同行。棺の前で再び泣き崩れる。背中をさすり、辛さ、悲しさに共感、「思いきり泣いてもいいのですよ」と言う。「泣いてもいいのですか？」と顔を上げた母親に黙ってうなずく。母親は棺の娘にしばし語りかけ、助けてやれなかったことを詫びて「これからじいちゃんを探しに行きます」と我々に感謝し気丈に帰る。

〔支援員のストレス、代理被害の軽減等〕

災害支援活動の中でも、遺体関連業務は最も過酷な業務のひとつであると言われている。

支援員それぞれが、その悲惨さ、恐怖等の強烈な感情をこらえ、しかも余震、寒さ、自分達の家の被災や食料調達問題等のストレスを抱えながら、最後まで士気が下がることなく任務を終了できたのは、支援員同士が毎日の車中での語らいの中で、心の安定を保てたことや、センターで待ち受けるスタッフの細やかな労い、気遣い、さらには、全国ネットはじめ各支援センターの暖かい支援があったからである。

○公益社団法人いわて被害者支援センター

県の施設で、鉄筋コンクリート3階建の堅牢な建物の2階部分に入居している。3月11日の地震は震度6弱とこれまでに経験したことがない激しい揺れを感じた。

地震発生時、事務所には事務方3名、隣室の電話相談室に支援活動員2名が勤務していた。棚から物が落ちたりはしたが部屋外に退避し人的被害はなかった。

〔被災直後の動き〕

地震発生直後に電気・水道・電話等のライフラインが停止したので、当日は午後4時にセンターを閉鎖し帰宅させた。

13日（日）電気・電話が一部開通したので、専務と事務局長がセンターに出勤し理事長以下

役職員等の安否確認を行い全員が無事であることを確認した。

センター業務は14日（月）から平常通り実施した。

14日（月）緊急5役会議を開催し、今後の活動について討議し、

- ・相談活動は、盛岡市及び近郊の支援活動員で対応し間隙を生じさせない。
- ・県警に対して、「被災者支援については、人員を限定して支援したい。」旨を申し入れする。等を確認した。

〔主な支援業務〕

1. 韓国の被害者支援団体からの義援金の県への贈呈
2. 警察本部長からの要請による臨床心理士の派遣
3. 沿岸被災地12市町村及び管轄5警察署へのお見舞い・慰問の実施

### ○公益社団法人ふくしま被害者支援センター

「平成23年3月11日午後2時46分」は大地震と巨大津波が発生し、東北の太平洋沿岸部に大被害をもたらし、その上、福島県内ではこれらの被害に起因する原子力発電所の事故により放射能汚染が広まった。

〔被災直後の動き〕

14日（月）を待って、全支援活動員等の安否確認を行い、全員無事を確認。

当センターの定款には被災者支援事項について明記がないこともあり、史上最悪の災害に直面し、「何をなすべきか」、「何をしなければならないのか」を考えた。

- 1 当センターで培った知識や経験が有効に活用できることが多いのではないか。
- 2 1とするならば、それらを社会に還元することも大切なのではないか。
- 3 大被害に直面している福島県民のために何かを為すべきではないか。

早速、県内避難所を調査したところ、県北部での最大の避難所は、福島第1原発から約60km離れている「県立あづま総合運動公園あづま総合体育館」であることがわかり、「被災者支援相談コーナー」を開設し、4月から6月の平日及び7・8月の週3日、合わせて81日間で延べ約1,800件の相談やお茶を飲みながらの歓談の相手となることができた。相談や話題の内容は、避難生活への不安や不満、仮設住宅を含む住宅問題、放射能被害への不安、東京電力や行政への不満、健康問題等切実なものが多かった。



### ○公益社団法人いばらき被害者支援センター

3月11日は2名が勤務中で、棚の物が落下するなどしたが怪我人はでなかった。震災直後の支援員の安否確認は困難であったが全員無事を確認。事務所建物は3月23日入室可能となり、事務所復旧後、25日から支援活動を開始。

〔被災直後の動き〕

- ・電話相談、直接支援活動は通常通りとする。
- ・常磐大学が福島県から受け入れた中・高校の転入生からの要請に対しては、被害以外の要求

であっても支援する。  
上記方針を定め待機していた。

#### ○公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター

3月11日に発生した東日本大震災は、千葉県成田市、印西市で震度6弱、その他多くの市町村で震度5強を観測し、津波による被害や液状化による被害など多くの被害が報告されている。

事務所内もロッカー等が倒壊し、職員は近くの公園に避難をした。現在は通常に電話相談や直接支援活動を行っているが、事務所建物は耐震検査の結果、建物自体が取り壊されることとなり、11月25日に緊急避難的に現事務所に移転を余儀なくした。

〔被災直後の動き〕

被災した方々に対し「ガイドライン」～「出来事」の後の、ストレス反応（自然で、正常な反応）として、誰にも生じる心や体の変化をあらわしたもの～を作成し、関係市町村を經由し、避難所等にいる被災者の方々に配布した。

※認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク 2011.12.15発行「被害者支援ニュース第5号」より引用